

がいこくせきけんみん かながわ かいぎ ぼうちようりよう  
**外国籍県民かながわ会議傍聴要領**

しゆし  
**(趣旨)**

だい じよう 1 条 この要領は、がいこくせきけんみん かながわ かいぎ (以下「がいこくせきけんみん かいぎ」  
 う。)の会議の傍聴に関し必要な事項を定める。

ぼうちようせき くぶん  
**(傍聴席の区分)**

だい じよう 2 条 傍聴席は、いっぽんせきおよ ほうどうかんけいしゃせき わ  
 一般席及び報道関係者席に分ける。

ぼうちようにん けつていとう  
**(傍聴人の決定等)**

だい じよう 3 条 いっぽん ていいん にんい  
 一般の定員は、10人以内とする。

2 がいこくせきけんみん かいぎ じむきよく ぼうちようきぼうしや かいぎ かいさいとうじつ しょてい ぼしよ  
 外国籍県民会議の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、  
 じかん しゅうごう  
 時間に集合させるものとする。

3 ぜんこう きてい しゅうごう ぼうちようきぼうしやさう ていいん み ばあい ぼうちよう  
 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴  
 きぼうしやぜんいん ぼうちようにん ていいん こ ばあい せんちやくじゆん ぼうちようにん けつてい  
 希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は先着順により傍聴人を決定す  
 る。

ぼうちようせき にゆうじよう もの  
**(傍聴席に入場することができない者)**

だい じよう 4 条 つぎ もの ぼうちようせき にゆうじよう  
 次の者は、傍聴席に入場することができない。

- (1) けつてい ぼうちようにんが い もの  
 決定した傍聴人以外の者
- (2) しんぎ ぼうがい また たにん めいわく およ あき みと  
 審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められ  
 る者

ぼうちようにん まも じこ  
**(傍聴人の守るべき事項)**

だい じよう 5 条 ぼうちようにん かいぎ ちつじよ みだ また しんぎ ぼうがい こうい  
 傍聴人は、会議の秩序を乱し、又は審議の妨害になるような行為をして  
 はならない。

しゃしん えいが とう きつえいおよ ろくおんとう きんし  
**(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)**

だい じよう 6 条 ぼうちようにん かいじよう しゃしん えいが とう きつえい また  
 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は  
 ろくおんとう  
 録音等をしてはならない。ただし、じぜん いんちよう きよか え ばあい かがり  
 事前に委員長の許可を得た場合は、この限り  
 ではない。

ちつじよ い じ  
**(秩序の維持)**

だい じよう 7 条 いんちよう かいぎ えんかつ うんえい ほか ぼうちようにん ひつよう し じ また  
 委員長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又  
 じむきよく しょくいん し じ  
 は事務局の職員に指示させることができる。

2 いんちよう ぜんこう し じ また じむきよく しょくいん し じ  
 委員長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、  
 ぼうちようにん し じ したが ぼうちようにん たいじよう  
 傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

じっしさいもく  
**(実施細目)**

だい じよう 8 条 ぼうちよう さいだ じこ いんちよう がいこくせきけんみん かいぎ ほか さいだ  
 この要領に定めのない事項は、委員長が外国籍県民会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月23日から施行する。